

第2章 伊丹市地域福祉計画（第3次）追補版の要点

1. 追補版に盛り込む事項

伊丹市地域福祉計画（第3次）追補版には、計画の理念である「共生福祉社会」の実現に向け、以下の事項を盛り込みます。

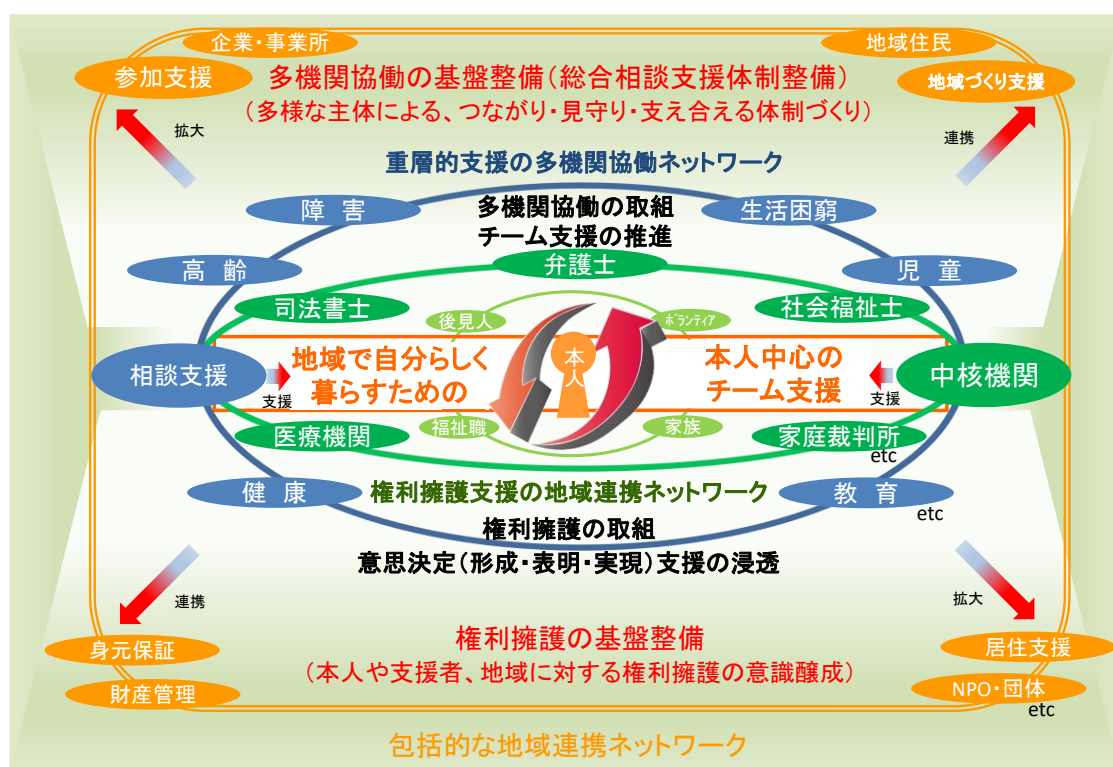
①重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業とは、市、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るものです。実施計画の策定により、複雑化・複合化する支援ニーズに包括的に対応できる多機関協働の基盤整備を進め、共生福祉社会の実現に向けた包括的な支援体制の取り組みを実効性を持って推進します。

②成年後見制度利用促進基本計画

誰もが尊厳のある本人らしい生活を送るためには、成年後見制度を含めた総合的な支援として、権利擁護支援を充実させる必要があります。権利擁護支援とは、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待や財産上不当取引といった権利侵害からの回復支援や早期発見、予防を通じて、支援を必要とする人が地域社会に参加し、ともに自立した生活を送ることを目的としています。また、関係機関の協働による権利擁護支援体制の確立は包括的な支援体制の深化にも資するものです。本計画の策定を通じて、権利擁護支援を、包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、共生福祉社会の実現をめざす地域福祉の推進における根幹と位置付けます。

【権利擁護支援と重層的支援による体制図】



2. 計画の理念とその柱

1) 計画の理念－「共生福祉社会の実現」

第1次計画及び第2次計画の理念を踏襲し、「共生福祉社会の実現」を理念としています。

福祉における「共生」という言葉は、すべての人がお互いの人権を大事にし、支え合い、ともに暮らせる社会を作っていくためのプロセスのなかで生まれたものです。市民への人権教育、福祉教育、権利擁護を推進し、すべての人の権利を守ることができるまちづくりを進めるなかで、その流れを地域福祉のなかで受け継ぎ、考えるために、これまで本市では「共生福祉社会の実現」を理念として掲げてきました。それは、すべての市民が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を持ち、いきいきとそれぞれの個性を発揮しながら、ともに支え合うことで、自立・自律した生活が送れるような社会を表すものです。

国においても、平成30年（2018年）の社会福祉法の改正において、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティ、地域や社会という意味の「地域共生社会」を提唱していますが、「共生福祉社会」はその内容を含んだ本市独自の考え方であり、本市がめざすべき社会として引き続き理念に掲げます。

■ 計画の理念

共生福祉社会の実現

■ 理念の柱



1 福祉文化の創造

2 とともに生きる社会づくり ～ソーシャルインクルージョン～

3 地域で自立・自律した生活を 営むことができるまちの実現

4 市民主体に基づく 市民・専門職・事業者・行政の協働

2) 理念を構成する4つの柱

計画の理念を構成する4つの柱についても、計画の理念と同様に第2次計画の柱を基本としています。

1 「福祉文化の創造」

「福祉」とは、誰もが抱える可能性のある福祉課題に対するサービスであるにもかかわらず、高齢者や障がい者、子どもなどが抱える特別な福祉課題に対する特別なサービスというように捉えられることが多く、なかなか自らのこととして捉えにくい概念です。

こうした福祉課題を「私には関係のない課題」として「行政や専門機関が対応すればいい」と考えるのか、「私にも関係する課題」として「私にも今何かできないだろうか」と考えるかでは大きな違いがあります。

「福祉文化の創造」とは、市民一人ひとりの福祉に向き合う考え方や姿勢のあり方を問うものであり、福祉課題を「私のこと」と捉えることのできるような文化（気風）をつくっていかうということです。

2 「ともに生きる社会づくり（ソーシャルインクルージョン）」

「ともに生きる」という表現は、「障がい者」、「高齢者」、「子ども」、「外国人」、「生活困窮者」、「性的マイノリティ」などと人を特定のカテゴリーを表す言葉でくくり、その後でどのカテゴリーの人とも「ともに生きる」というように使うことが多いのではないのでしょうか。

この計画での「ともに生きる」という表現は、そうしたカテゴリーに分けられた人たちも一緒に（「ともに」）という使い方ではなく、そのようなカテゴリー分けそのものをせずに、「お互いの人権を尊重し合いながら市民がともに生きていけるような社会をめざす」という思いを込めています。

また、地域において暮らしているのは地域住民だけではなく、社会福祉法人、企業やNPO等の組織や団体など、さまざまな主体が共存しています。「ともに生きる」とは、「ともに支え合う」ことでもあり、地域で生活するすべての人とそこで活動する組織や団体が、豊かな生活が送れるよう誰もが分け隔てなく、互いに支え合うことができる地域の仕組みこそ、「ともに生きる社会づくり」であるといえます。

3 「地域で自立・自律した生活を営むことができるまちの実現」

ここでいう「自立・自律した生活」とは、日常生活動作（ADL）面での自立、あるいは経済的、職業的な自立を前提としたいいわゆる「自活生活」ではありません。むしろ日常生活動作あるいは就労することに制約があっても、人はそれぞれ自分自身の意思や想いに基づいて、自己決定や意思決定に基づく自己選択を行い、さまざまな社会資源を活用することで、地域社会において市民としてごく当たり前の生活を営むことができることを意味しています。

4 「市民主体に基づく市民・専門職・事業者・行政の協働」

地域福祉をつくっていく主体はあくまでも「市民自身」です。その上で市民参加や男女共同参画社会の実現という観点も含め「市民主体」としています。

このようにまず市民を地域福祉推進の主体と位置づけた上で、その市民と専門職、事業者、行政が協働して地域福祉を創造していくことを目標として定めています。また、ここでの「市民」とは、市域で生活している「生活者市民」だけではなく、企業やそこで働く人たち（「事業者市民」）、その地域に関わる活動団体やボランティアも含んでいます。

3. 計画の体系

計画の理念である「共生福祉社会の実現」をめざし、計画の体系を次のように設定します。

